

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
平成30年5月9日答申分

## ○答申の概要

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 国民年金関係                 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700367号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1800003号

## 第1 結論

請求期間のうち、平成3年6月24日から同月25日までの期間、同年12月29日から平成4年3月23日までの期間及び同年10月18日から同月19日までの期間については、国民年金第3号被保険者の期間とし、かつ、平成3年12月から平成4年2月までについては、保険料納付済期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金第3号被保険者期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年6月24日から平成4年10月19日まで

私は、昭和62年10月から平成4年10月19日まで国民年金の第3号被保険者であったが、平成25年に年金事務所から通知があり、請求期間は夫の健康保険の被扶養配偶者ではなかったとして、第3号被保険者から第1号被保険者に記録が訂正されている。

請求期間当時、パートで働いていたが、夫の被扶養者として認められる収入の範囲内で働いていたことから、健康保険の被扶養者が解除される理由は無く、国民年金についても第3号被保険者であったと思う。

平成27年に年金事務所に行き、第3号被保険者であったことを主張したが、証明できる書類等が無いと難しいとのことで諦めたものの、やはり納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社に平成3年6月から平成4年10月までの期間のうち、同社の事業所が積雪により閉鎖された平成3年12月頃から平成4年4月頃までの期間を除く期間について、夫の被扶養者として認められる収入の範囲内で勤務し、事業所が閉鎖されていた期間については、雇用保険の失業給付は受給せず、ほかに収入も無

かった旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求者は、昭和 62 年 10 月 1 日付けで国民年金第 3 号被保険者資格を取得しており、請求期間は、平成 25 年 6 月 28 日に第 1 号被保険者（時効消滅不整合期間。その後届出により特定期間（保険料未納期間）とされている。）に記録訂正されるまで、第 3 号被保険者期間と記録されていたことが確認できる。

また、請求期間当時、請求者の配偶者が政府管掌健康保険（当時）の被保険者であった B 社から社名変更している C 社から提出された被扶養者認定通知書によると、請求者は、平成 3 年 6 月 24 日付けで被扶養者資格を解除されていることが確認でき、このことから前述の記録訂正が行われたところ、請求者に係る雇用保険の加入記録、A 社から提出された請求者に係る雇入通知書及び同社が加入している D 国民健康保険組合の回答によると、請求者は同月 25 日から同社に勤務していることが確認できることから、同月 24 日付けで被扶養者資格を解除する合理的理由は見当たらない。

さらに、E 公共職業安定所から提出された雇用保険受給資格者証によると、請求者は、A 社を平成 3 年 12 月 28 日に離職後、平成 4 年 1 月 16 日に求職の申込みを行い、同月 23 日から同年 3 月 22 日まで失業給付の基本手当を受給していることが確認できるものの、請求者が当該期間に受給した雇用保険の失業給付の基本手当日額 3,170 円は当時の国民年金法における被扶養配偶者の認定基準の収入金額を下回っていると認められる上、A 社を最初に離職した日の翌日である平成 3 年 12 月 29 日から待期期間が満了する平成 4 年 1 月 22 日までの期間及び請求者に係る雇用保険の加入記録で確認できる同社を再び離職した日の翌日である同年 10 月 18 日から F 社において資格を取得した同月 19 日までの期間について、請求者の配偶者は継続して厚生年金保険被保険者であることが確認でき、当該期間について、請求者が A 社に最初に勤務する以前と収入等の生活状況に変化は無かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求期間のうち、平成 3 年 6 月 24 日から同月 25 日までの期間、同年 12 月 29 日から平成 4 年 3 月 23 日までの期間及び同年 10 月 18 日から同月 19 日までの期間は、国民年金第 3 号被保険者であった期間であり、平成 3 年 12 月から平成 4 年 2 月までについては、第 3 号被保険者としての保険料納付済期間に該当していたものと認められる。

なお、平成 3 年 6 月の国民年金被保険者種別は第 1 号被保険者（特定期間）とみなすことから、第 3 号被保険者としての保険料納付済期間に該当しない。

また、平成 4 年 10 月の国民年金被保険者種別は第 2 号被保険者（厚生年金保険被保険者）とみなすことから、第 3 号被保険者としての保険料納付済期間に該当せず第 2 号被保険者としての保険料納付済期間となる。

一方、雇用保険の加入記録及び A 社の回答によると、請求期間のうち、平成 3 年

6月25日から同年12月28日までの期間及び平成4年3月23日から同年10月17日までの期間について、請求者が同社に勤務していたことが確認できる上、同社から提出された請求者に係る雇入通知書によると、平成3年6月25日付け及び平成4年3月23日付けで同社と4,800円の賃金日額で雇入契約を交わしていることが確認でき、当該金額は当時の国民年金法における被扶養配偶者の認定基準の収入金額を上回っていると認められることから、当該期間は、国民年金第3号被保険者ではなかった期間と認められる。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間のうち平成3年6月25日から同年12月29日までの期間及び平成4年3月23日から同年10月18日までの期間について、請求者が国民年金第3号被保険者であった期間に訂正することを認めることはできない。